

Japan Corporate / M&A Newsletter

企業内容等の開示に関する金商法関係政府令の概要

2009年12月11日付で企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「企業内容等開示府令」という）が改正され、定時株主総会前の有価証券報告書の提出を可能とする改正や、第三者割当及びMSCB等に係る発行開示に関する改正等が行われた。また、2009年6月に成立・公布された金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年法律第58号。以下「2009年金商法等一部改正法」という）に関連する政令・内閣府令の一部改正政府令が同年12月22日付で公表され、同月28日に公布される。企業内容等開示府令の改正では従業員持株会の開示上の取扱いやIFRS（国際財務報告基準）の導入に係る改正も含まれ、また2009年金商法等一部改正法には「有価証券の売出し」制度に係る大幅な改正が含まれているが、以下では主としてM&A実務に影響する改正を中心に説明する。

【執筆担当：八木俊則】

(1) 2009年12月11日付企業内容等開示府令の改正関係

① 定時株主総会前の有価証券報告書の提出に係る改正（2009年12月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用）

従来、内国会社の有価証券報告書には当該事業年度に係る計算書類及び事業報告であって定時株主総会に報告し、又はその承認を受けたものを添付しなければならず、定時株主総会前に提出することができなかった。改正後の同府令では、17条1項1号ロに「（有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合には、定時株主総会に報告しようとするもの又はその承認を受けようとするもの）」を追加し、提出会社の選択で定時株主総会前の提出が可能となった。ただし、法令上は従来どおり定時株主総会終結後の提出も許容される。上記改正は、2009年12月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用されるため、2009年12月31日に決算期を迎える会社から、定時株主総会前の有価証券報告書提出が可能となる。

② 第三者割当に係る改正（2010年2月1日以後に提出する開示書類等について適用）

第三者割当に際して提出すべき発行開示書類及び臨時報告書（発行開示の対象とならない場合）の記載事項の改正が行われた。例えば、通常方式の有価証券届出書の提出により株式の第三者割当を行う場合、(a)割当予定先の状況、(b)株券等の譲渡制限、(c)発行条件に関する事項、(d)大規模な第三者割当に関する事項、(e)第三者割当後の大株主の状況、(f)大規模な第三者割当の必要性、(g)株式併合等の予定の有無及び内容、及び(h)その他参考になる事項の記載が必要となる。発行開示書類（有価証券届出書等）の記載事項に関する改正は、2010年2月1日以後に提出する開示書類について適用される。

③ MSCB等に係る改正（2010年2月1日以後に提出する開示書類等について適用）

MSCB等の発行は、「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」に係る開示として充実化が図られた。「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」とは、大要、(i)取得請求権付株式、

新株予約権又は新株予約権付社債のうち、(ii)権利行使により発行される株式の数又は権利行使価額が、(iii)発行後の一定の日又は一定の期間における株式の価格を基準として決定され、又は修正されることがある旨の条件が付されたものをいう。東京証券取引所の有価証券上場規程でその発行につき一定の措置が要求される「MSCB等」と異なり、払込金額が6ヶ月間に1回を超える頻度で修正されることは要件ではないことに留意が必要である。上記の改正は、2010年2月1日以後に提出する開示書類について適用される。

(2) 2009年金商法改正に係る政府令関係

① いわゆる物的分割の場合の組織再編成開示の免除（2009年12月28日施行）

今回の改正前においては、株式等を対価とする吸収分割又は新設分割において分割会社の株主が50名以上である場合、当該吸収分割・新設分割に係る吸収分割会社・新設分割会社による会社法に基づく事前開示書面の備置きは「特定組織再編成発行手続」又は「特定組織再編成交付手続」に該当し、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の発行する有価証券について有価証券届出書が提出された後でなければ原則として行うことができない。その妥当性については疑問が呈されることも多かったが、改正後の金商法施行令では、会社分割と同時に分割会社が吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式等の配当を行わない、いわゆる「物的分割(分社型分割)」の場合には組織再編成開示が不要とされた。

② 自己株式の処分を「有価証券の募集・私募」と整理（2010年4月1日施行）

2009年金商法等一部改正法による改正前において自己株式の処分は「有価証券の募集」又は「有価証券の私募」には該当せず、均一の条件で50名以上の者を相手方として勧誘を行う場合のみ、「有価証券の売出し」として発行開示規制の対象となる。したがって、上場会社が自己株式の処分のみによる資金調達を行う場合、その相手方が49名以下であれば法定開示は不要であり、また均一の条件で50名以上の者を相手方とする場合であっても、原則として有価証券通知書の提出と目論見書の作成・交付のみで足りた。2009年金商法等一部改正法に伴う改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令では、会社法199条1項の規定に基づく自己株式の処分に係る売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘は「取得勧誘類似行為」として整理され、「有価証券の募集」又は「有価証券の私募」に該当するものとして規制の対象となる。改正後、上場会社が行う自己株式の処分は、その相手方の人数等にかかわらず、原則としてすべて有価証券届出書の提出が必要となる。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の弁護士である八木俊則 (toshinori.yagi@amt-law.com) までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Corporate / M&A Newsletter 担当

増田健一、渡邊剛、江崎滋恒、近藤純一、小舘浩樹、檀柔正、山神理、十市崇

〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

<http://www.andersonmoritomotomotsune.com/>

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ctg-newsletter@amt-law.comまで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。

© Anderson Mori & Tomotsune 2009